

(様式第1号)

令和元年度 第3回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	令和元年9月19日(木) 10:00~正午	
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室	
出席者	会 長 寺見 陽子 副 会 長 西村 真実 委 員 西尾 裕子 委 員 豊原 五月 委 員 吉田 紋子 委 員 高橋 弘美 委 員 極楽地 愛子 委 員 友廣 剛 委 員 加納 多恵子 委 員 中田 伊都子 委 員 江守 易世 委 員 田部 利依子 委 員 横山 宗助 委 員 北尾 文孝 委 員 三井 幸裕 欠席委員 武田 淳 欠席委員 半田 ひとみ 欠席委員 武田 義勇貴 欠席委員 岡本 知代 事務局 こども・健康部子育て推進課長 廣瀬 香 こども・健康部子育て推進課政策係長 高松 靖子 こども・健康部子育て推進課政策係主事補 井上 真由美 関係課 こども・健康部主幹(子育て施設担当課長) 長岡 良徳 こども・健康部主幹(施設整備担当課長) 伊藤 浩一 こども・健康部健康課長 細井 洋海 管理部管理課長 山川 範 学校教育部学校教育課長 木下 新吾 学校教育部主幹(学校教育指導担当課長) 澁谷 倫子 社会教育部青少年育成課長 近田 真 こども健康部子育て推進課入所係長 佐々木 晋平	

	こども健康部子育て推進課保育係長	池永 直子
	こども・健康部子育て推進課施設整備係長	田中 孝之
	こども・健康部健康課主査（子育て世代包括支援担当）	田中 佐代子
	学校教育部学校教育課（幼稚園教育担当）	上埜 吉美
	社会教育部青少年育成課青少年育成係長	山崎 元輝
	こども・健康部子育て推進課主任	辻岡 ひろみ
	こども・健康部子育て推進課施設整備係主事	藤田 翔子
事務局	こども・健康部子育て推進課	
会議の公開	公開	
傍聴者数	1人	

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) 第2期計画の骨子案について（協議）
- (2) その他

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

資料1 第2期子育て未来応援プラン「あしや」 原案（第1章から第5章まで）

資料2 第2期計画 人口推計値

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

- (2) 会議運営上の説明

（事務局井上） 芦屋市情報公開条例第19条により、会議は公開が原則となっております。この会議における内容や委員名も公開が原則であり、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて録音させていただきたいと思っております。また、発言の際には挙手いただき、会長の指名を受けてからご発言いただきますようご協力をお願いします。

続いて本日は委員19名の内、15名が出席で、この会議は成立しております。会議の公開の件について、承認させていただきたいと思っておりますが、会長いかがでしょうか

か。

(寺見会長) 委員の皆様、会議を公開する件についてはよろしいですか。

【全員異議なし】

(寺見会長) それでは、会議は公開といたします。本日、傍聴希望者はおられますか。

(事務局井上) 本日は1名傍聴希望がおられます。

(寺見会長) では、傍聴者が1名おられるということですので、入場してもらってください。

【傍聴者入室】

(寺見会長) では、事務局から本日の資料の確認をお願いします。

【事務局より資料確認】

(事務局廣瀬) お手元の次第の次にあります『第3回目のテーマと目的』をご覧ください。本日の会議の議題と目的、流れについてまとめております。

本日は第2期計画の原案について、大きく2つに分けてご説明します。

1点目としまして、第1章から3章について、第2回会議でお示ししている内容からの主な変更点をご説明します。第4章については、本日初めてお示しする部分ですので、第1期計画からの主な変更点をご説明します。協議を含め、45分程度を予定しております。

2点目としまして、第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、①圏域の考え方、②人口推計値の第2回会議からの変更点及び、③、④の量の見込み（ニーズ量）及び確保方策をご説明します。協議を含め、1時間程度を予定しております。

時間内に終了出来ますようご協力をお願いいたします。

<内容1> 第2期計画の骨子案について（協議）

(寺見会長) 次第の1「第2期計画の骨子案について」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局井上) まず、第1章ですが、6ページから16ページにかけて、第1期計画第4章の重点事業、第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、前回会議において4年間を総括した検証及び分析を載せております。

第2章につきましては、大きな変更点はございません。

第3章につきましては、前回会議で皆様からいただいたご意見から、変更した

点をご説明します。48ページ「基本的な視点」をご覧ください。まず、子どもの成長にとって重要である「強い心」や「豊かな心」といった言葉を含められないかという点について、「(1) 子どもの育ちの視点」の1, 2行目にかけて、「子どもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら、強い心と豊かな心を育み成長を遂げていくことが必要です。」としました。

さらに、「家庭の教育力の向上」が大切であるという点については、「(2) 親としての育ちの視点」の下から2行目に「保護者の主体性とニーズを尊重した、家庭における子育て力を高めます。」としました。こちらについては、後にご説明いたしますが、第4章の基本目標1の施策の方向5でも触れております。

続いて、49ページ「基本目標」をご覧ください。こちらは、基本目標2「子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供」と基本目標3「すべての子どもの育ちを支える環境の整備」において用いている「発達」と「育ち」の使い分けについてですが、基本目標2の「発達」につきましては、教育・保育の現場における学習の側面も含むと捉え、意図的な働きかけを行うことを含めた表現として用いているのに対し、基本目標3の「育ち」につきましては、広範な意味ですべての子どもの発育を指し、子どもを取り巻く環境の整備という視点に立った表現として用いております。いずれも、第1期計画と同様の表現です。

続いて、51ページ「施策の体系」をご覧ください。本計画の基本理念、基本的な視点に続く4つの基本目標と、目標ごとの施策の方向を示しています。前回会議からの変更点としまして、基本目標1「家庭における子育てへの支援」の中の施策の方向「②子育て家庭への経済的支援」と「③ひとり親家庭の自立支援」の順序を入れ替えております。変更理由としましては、まず、すべての子育て家庭への経済的な支援について述べ、続いて、ひとり親家庭への経済的支援について述べるという構成が適切であると考えたためです。

続いて、52ページ以降の第4章に移ります。第4章では、施策の体系でお示ししている基本目標ごとの施策の方向について、現状と課題及び施策の方向性を記載し、関連する事業を掲げております。それでは、53ページの基本目標1から順に、第1期計画からの主な変更点をご説明します。

基本目標1「家庭における子育てへの支援」の施策の方向1「多様な子育て支援サービス環境の整備」の「現状と課題」の本文において、平成30年4月に妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として新たに開設した子育て世代包括支援センターについて記載するとともに、55ページの関連事業No.9の事業名においても「子育て支援センター」の後に「子育て世代包括支援センター」を追加しております。

続いて、56ページをご覧ください。施策の方向2「子育て家庭への経済的支援」において、家庭の経済状況にかかわらず子育て施策を広く展開していけるよう、子どもの貧困問題について記載するとともに、58ページに関連事業No.8「生

「活困窮者自立支援制度における事業」を新たに追加しております。事業内容は記載のとおりです。

続いて、59ページの施策の方向3「ひとり親家庭の自立支援」をご覧ください。経済的支援のうち、特にひとり親世帯への支援について記載しています。本市の母子世帯の数は減少傾向にあります。全国調査において、母子世帯の母の就業率は8割を超え、本市のアンケート調査においても、平成25年度調査と比べて母子家庭の母親のフルタイムでの就労割合が増加していることから、ひとり親家庭の生活の安定と自立のための生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な支援が求められることに触れています。

続いて、63ページをご覧ください。施策の方向4「親と子の健康づくりの推進」の関連事業において、新たにNo.2「妊婦歯科健康診査」を追加しております。

続いて、65ページをご覧ください。施策の方向5「子育ての悩みや不安への支援」について、「現状と課題」の第三段落で「家庭での教育を行う困難さが指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている中、」という文言を入れることにより、第3章同様に、前回会議でのご意見としての家庭での教育力の必要性と重要性を追記しております。また、66ページの関連事業において、新たにNo.3「民生委員・児童委員等による赤ちゃん訪問」を追加しております。

続いて、基本目標2「子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供」に移ります。70ページをご覧ください。このページは施策の方向1「就学前教育・保育の体制確保」の関連事業を示しており、新たにNo.7「教育・保育施設の職員等に対する援助」を追加しております。

続いて、72ページをご覧ください。このページは施策の方向2「小学校への円滑な接続」の関連事業を示しており、新たに、就学前施設から小学校への円滑な接続を目指した取組として、No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」を追加しております。

続いて、基本目標3「すべての子どもの育ちを支える環境の整備」に移ります。75ページをご覧ください。このページは施策の方向1「地域における子どもの居場所づくりの推進」の関連事業を示しており、No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」に、新たに三条文化財整理事務所を追加しているほか、No.9「地域まなびの場支援事業」も新たに追加しております。

続いて、78ページの施策の方向3「児童虐待防止対策の推進」をご覧ください。こちらは第1期計画において基本目標1「家庭における子育てへの支援」の中に含めていたものですが、全国的に深刻な虐待事件が多数発生し、児童虐待に関する相談対応件数も年々増加していることから、行政や関係機関が連携、協働しながら地域全体で子どもを見守っていくという視点の下、第2期計画においては基本目標3「すべての子どもの育ちを支える環境の整備」に含めることとしています。

また、78ページ下段の「施策の方向性」に記載しておりますとおり、今後、すべての子ども・家庭の相談に対するこども支援の専門性をもった体制を構築し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援拠点」を開設し、子育て世代包括支援センターと一体的に支援を実施します。現在、子育て支援センターにございます家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

続いて、81ページの施策の方向4「配慮が必要な子どもとその保護者への支援」の関連事業において、No.2の名称を「統合保育、特別支援教育」から「インクルーシブ教育・保育」と変更しています。さらに、No.3として新たに「医療的ケア児教育・保育」を追加しています。

続いて、基本目標4「仕事と子育ての両立の推進」に移ります。86ページをご覧ください。このページは施策の方向1「仕事と子育ての両立を図るための環境の整備」の関連事業を示しており、新たにNo.4「病児保育事業（体調不良児対応型）」を追加しております。事業内容は記載のとおりです。

長くなりましたが、第1章から4章の説明については以上です。

(寺見会長) ありがとうございます。先ほどの説明について何かご意見やご質問などはありませんか。

(加納委員) 資料1の65ページ、「現状と課題」の第三段落「家庭での教育を行う困難さが指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が」と記載がありますが、地域という言葉でなく社会という言葉を使ったのは、どのような理由でしょうか。

(事務局廣瀬) 国でも家庭での教育が問題視されており、社会全体で見守っていかなければならないと考えられていますので、社会という言葉を使いました。

(加納委員) 分かりました。

(寺見会長) 確かに社会、地域の両方の言葉が使われますが、やはり保護者支援、子育て支援となると地域となり、それが社会となります。

(加納会長) アンケート調査をまとめた結果、色んな素晴らしい言葉が並んでおり、「支援します」「推進します」など心構えなどが書かれており素晴らしいと思いますが、一方で地域との関わりについて、私の考える「地域」という捉え方と、色々な支援に関係していく「組織」とは少し意味合いが異なるように感じます。家庭教育も、同じように少し意味合いが異なります。そういった意味で、「地域」という面が全体として感じられないのは少し残念というのが感想です。一つ一つ丁寧にまとめてくださっていることについては感謝します。

(寺見会長) 今のご意見について、事務局はいかがでしょうか。

(事務局廣瀬) 加納委員がおっしゃるとおり、地域の皆様が個々に深く関わっていただいていることに、日々感謝をしているところです。計画上ではどうしても大きな部分の表現になってしまいますが、事務局としては、関係事業の中で、それぞれ

が個別に関わり合い、地域の皆様にご協力いただきながら、一緒に支援をしていくと考えておりますので、地域という面は、事業を実施する中で見えてくると考えています。

(加納委員) 子を養育することで、親が育っていくことによって、親も子どもから学ぶことがあるということ、特に私たちの年代は親の成長を願っていますが、その親を育てるのはやはり地域だという面もあるということが、計画の中に言葉として出ていないと思います。さらに広げて社会福祉協議会の立場で申し上げますと、地域共生社会ということで、どこかが大丈夫だからそれで大丈夫という世の中ではありません。「全体で」という意味がある。だから親も子どもも地域の中で学び取って、精神的にも肉体的にも健全な大人になってほしいという文言を最後の方に少しだけでも入れてほしいと思います。

(事務局廣瀬) 次回会議までに検討させていただきます。

(寺見会長) 子育て世代包括支援センターはこれから開設する予定ですか。

(事務局廣瀬) 子育て世代包括支援センターは平成30年4月に開設しています。今、深刻な虐待の事案が多くなっていますので、国から令和4年までに子ども家庭総合支援拠点という、もう少し専門性を強化した体制を作って子育て世代包括支援センターとも連携し、一緒になって子どもの支援をしていくようにと言われており、それを受けて今、市も動いています。

(寺見会長) 包括というのは、市全体を包括するという意味ですか。

(事務局廣瀬) すべての子どもの相談を受ける窓口になりまして、そこで解決できるものばかりではありませんので、それぞれの機関に繋げていき、一緒にできることがあれば行い、様子を見るということもあります。

(寺見会長) 分かりました。他に何かございますか。

(中田委員) 資料1、48ページの基本的な視点(3)地域での支え合いの視点の第二段落の最後の「自らかかわることができるような地域を目指します。」とありますが、誰のことを指していますか。構成員が自分からやるのか、支えてもらっている人も自分から関わっていくということなのか、どちらの意味なのか分かりません。

(事務局廣瀬) 本文中で言えば、「すべての構成員」が主語になるので、構成員を意味しますが、やはり支援されている側も逆に支援ができるような形になるのが理想です。そこも含めた形でできればと考えています。

(寺見会長) 自らが構成員とするならば、「構成員が相互に関わり合う」とすると、分かりやすいです。

(事務局廣瀬) 検討させていただきます。

(寺見会長) 他方より相互の方が良いと思います。

他にいかがでしょうか。

(中田委員) 資料1、58ページの関連事業No.6「若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居」の若い世帯は、未成年者で家族を持った人のことなのか、こども・

若者計画の若者ぐらいの年代ぐらいまでの人を指しているのか、どこまでを指しているのかが気になりました。

(寺見会長) 事務局いかがでしょうか。

(事務局廣瀬) 具体的に何歳までかは所管に確認できておりませんが、若い世代向けの施策かと思われま。

(寺見会長) わざわざ「若い」と謳わなくても良いと思います。子育てをしている若い世帯という意味ではないでしょうか。子育て世帯で良いと思います。ただ、政策的に意図があって出しているのであれば、強調されて良いと思います。

(事務局廣瀬) ただいま所管課に確認しています。広く俯瞰して入れた方が良ければ入れま

(寺見会長) 他にいかがでしょうか。

(横山委員) 質問ではなく感想です。子育て未来応援プラン「あしや」ですが、私としては読みやすく、間にグラフとか具体的な施策なども書かれており、きれいにまとまっていると思いました。私は4歳、5歳の子育て中ですが、芦屋市の子育て施策がとても良く、保育園でも色んなイベントがあって、充実した子育てをしています。

昨年、人口統計に詳しい藻谷浩介氏を呼んで、80名ぐらいの講座をしました。藻谷氏に芦屋市の人口統計を全部調べていただきました。講座の最後に、芦屋市の人口統計の中で優秀な統計は何かというクイズがありました。子育て施策で良い統計があり、子育てに関して良い数字が出ているとおっしゃっていました。この数値が日本全体で同じようになると、すべての少子化が解決すると言っても過言ではないと芦屋市の子育て施策を褒めていました。個人的にも良いと思っていますし、外部の方にも褒めていただける数字が出ていますが、芦屋市の子育て施策が良いというイメージが、他市に比べてアピールできていません。子育て施策がとても良いのだから、ポスター、チラシ、ホームページ、デザインなど、方法は分からないですが、アピールしていくことを考えることで、機運も高まって良いのではないかと思います。

(寺見会長) 計画ができた時には、そういった他のことでも頑張ってもらいたいと思います。

では、続いて資料1の第5章部分について、事務局から説明をお願いします。

(事務局田中) まず、私からは、圏域の考え方、人口推計値の第2回会議からの変更点、教育・保育の確保方策について15分程度でご説明し、その後事務局高松に説明を代わりまして地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）についての確保方策について15分程度でご説明いたします。

それでは、本日、差替版としてお配りしています資料1の90ページと、お手数ですが現行計画書の68ページを併せてご覧ください。このページの下半分にございます「本市における子ども・子育て支援体制のイメージ」について、資料1では「(イメージ図掲載予定)」としております。圏域の考え方につきましては、後程ご説明します放課後児童健全育成事業以外については、前回の会

議でお示ししましたとおりですので、全体として圏域設定の考え方が変わる訳ではございませんが、現行計画書に記載のイメージ図についても見直しが必要かどうかを検討しておりますので、ご覧のとおり「(イメージ図掲載予定)」としております。

次に、92ページ「教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方」をご覧ください。地域子ども・子育て支援事業の（2）放課後児童健全育成事業について「3圏域」としているところを「小学校区」での考え方に変更する方が良いという委員のご意見について、小学校区に変更した上で、圏域の考え方も、「小学校内を基本とするが、利用実態に合わせ確保方策を検討する。」としております。

続いて、資料2「第2期計画人口推計値」をご覧ください。グラフの一番右側の令和6年度について、第2回会議後に第5次芦屋市総合計画における人口推計値に変更が生じております。点線部分が前回会議でお示しした数値で、左側の色付きの棒グラフが変更後の数値です。令和6年度以外の部分については、変更点はございません。

今回、こちらの数値に置き換えて再度ニーズ量の見込みを算出しております。

それでは、資料1にお戻りいただき、95ページをご覧ください。

ここからは、105ページまでに記載をしております「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」について説明をさせていただきます。

まず、資料1の95ページですが、「(1)教育・保育」の本文では、教育・保育に関する現状として、市立幼稚園の在籍者が緩やかに減少傾向にある一方で、保育所等については定員枠を増やしているものの、入所待ち児童が生じており、認定こども園及び小規模保育事業所の整備や、認可保育所の定員変更により、入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応に取り組んできたことを記載しています。

それから、中央の表は、令和元年度4月1日現在での0～5歳人口と就学前教育・保育施設の定員状況を記載しておりますので、またご覧ください。

次に、こういった現状を踏まえ、教育・保育についての今後の方向性を表の真下に記載をしております。入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取り組みを着実に進めること、それから、今後も引き続き就学前教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適正な施設整備について検討していくこととしており、令和6年度までの計画期間においてニーズ量の見込みに対応した提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、一番下の点線枠内の※印については、次ページ以後に示している年度ごとのニーズ量の見込みと提供体制の確保についての補足事項となっております。

まして、一つ目の※印ですが、ニーズ量の見込み及び提供量については、各圏域の合計を市全域の数値としていることと、各年度の数値は4月1日現在の数値としていることを記載しております。前者については、現行計画では、各圏域の合計と市全域の数値が不一致となっておりますので、市全域として目指すべき数値に関して各圏域での内訳をより明確にすることで可能な限り圏域整備を基本としながらも、市全域でのニーズ量の見込みに対応した提供体制の確保に取り組みたいと考え、記載のような取扱いに変更するものとしております。また、後者については、県から県内市町の取扱いを統一する必要があるとのことで第2期計画策定においては各年度4月1日現在の数値を記載するよう依頼がございましたので、各年度の時点が4月1日である旨記載しております。なお、本市の現行計画においては、年度途中に開園する施設分はその年度の提供量として計上しておりますが、現時点での今後の施設整備予定では年度途中に開園を予定しているものはございませんので、特段、第2期計画策定に影響はございません。

次に、二つ目の※印ですが、市立幼稚園については、毎年度実際のクラス数に応じて定員設定を行っており、毎年度定員が変更になっておりますので、直近である今年度の利用定員数で固定して仮設定している旨記載しております。

それから、三つ目と四つ目の※印ですが、私立幼稚園と企業主導型保育施設については、いずれも利用者の入園申込みを市では受付しておらず、年齢別の定員を把握するため各施設に対して照会した回答内容に基づいて固定して仮設定している旨記載しております。

最後に五つ目の※印ですが、令和3年度に計上している市立幼稚園での3歳児保育の試験的实施については、実施期間が未定のため、令和6年度まで固定して仮設定している旨記載しております。

補足事項は以上になりますので、次に年度ごとのニーズ量の見込みと提供体制の確保について説明をさせていただきます。96ページをご覧ください。

96ページから105ページまでの資料の構成は、年度ごとに、市全域、山手圏域、精道圏域、潮見圏域の表を各ページに二つの表ずつ掲載しております。また、表の見方ですが、それぞれの実線で囲っている部分の一番下の行に「過不足(提供量-ニーズ量)」欄を設け提供量の過不足を明示しています。この数値の最初に「▲」がついていれば、提供量が不足しているということで、逆に、数値に「▲」がついていなければ、ニーズ量を充足する提供量が予定されているということになります。96ページの上の表の市全域をご覧くださいなのですが、つまり、令和2年度の段階では、提供量が不足している区分は、1号の3歳、2号及び3号の1・2歳ということです。逆に、提供量が充足している区分は、1号の4歳以上及び3号の0歳という見方になります。

また、表の一番下の行に、点線で囲った行がございますが、これは前年度当初と比較した提供量の増減数を記載しており、「▲」がついていれば、提供量が前年度当初と比較して減少するものとなっております。

なお、市全域の点線で囲った行には、増減数のみを記載しておりますが、各圏域の表では、この増減数に関する施設整備計画等の内容を記載しておりますので、以下、各圏域のこの欄に基づいて教育・保育の年次計画を説明させていただきます。市全域については、先程補足説明しましたように、各圏域の数値を合計したものとなっておりますこと、重ねてお伝えさせていただきます。

まず、このページの下の表の山手圏域ですが、市立朝日ヶ丘幼稚園の閉園、芦屋大学附属幼稚園及び芦屋甲陽幼稚園の新制度への移行、翠ヶ丘保育園の整備を計上しています。1号の「▲」印については、市立朝日ヶ丘幼稚園の閉園に加え、芦屋甲陽幼稚園が私学助成の幼稚園から新制度に対応した幼稚園へ移行するにあたり定員を減少されることも含んでおります。なお、芦屋大学附属幼稚園については、定員の増減はございませんが、芦屋甲陽幼稚園と同様に来年度から新制度に対応した幼稚園へ移行されることですので、記載をしております。

97ページをご覧ください。精道圏域の表ですが、旧芦屋ハートフル福祉公社敷地に開園予定のはなえみ保育園の整備により、2号と3号の提供量の増加を計上しています。潮見圏域においては、令和元年度と変更はございませんので特記事項なしとしております。

98ページをご覧ください。山手圏域の表ですが、市立幼稚園での3歳児保育の試験的实施、翠ヶ丘保育園の定員変更、民間保育施設の誘致等により、1号の3歳、2号及び3号の1・2歳の提供量の増加を計上しています。なお、この欄の3行目に記載の「民間保育施設の誘致等」については、次ページの潮見圏域においても同様ですが、前回の会議でもお伝えしましたように、今回のアンケート調査の結果、現状の「市立幼稚園・保育所のあり方」でお示ししている内容だけでは、ニーズ量の見込みを充足するだけの提供量が講じられていないことと、第2期計画策定においては令和3年4月1日の段階で待機児童をゼロにするように提供量を設定することが国の考え方として示されておりますことから、山手圏域においては2・3号の定員を80人、潮見圏域においては2・3号の定員を100人として仮設定し計上しており、引き続き民間保育施設の誘致等に努めてまいります。

99ページをご覧ください。精道圏域の表ですが、市立精道こども園の新園舎整備、(仮称)市立西蔵認定こども園の整備、市立伊勢幼稚園の閉園により、1号の3歳、2号及び3号の提供量の増加を計上しています。潮見圏域においては、市立新浜保育所、民間保育施設の誘致等を計上しています。

100ページをご覧ください。山手圏域の表ですが、翠ヶ丘保育園を市立朝日ヶ丘幼稚園敷地の活用による認定こども園に移行することで、1号から3号まですべての支給認定区分において提供量の増加を計上しています。

101ページをご覧ください。精道圏域の表ですが、市立伊勢幼稚園敷地を活用した認定こども園の整備による提供量の増加を計上しています。現時点において当該運営事業者が決定しておりませんので、1号の定員を45人、2・3号の

定員を97人として仮設定し、計上しております。潮見圏域においては、令和3年度と比較して変更事項はございません。

102ページ以後の令和5年度及び令和6年度においては、施設整備計画等は計上しておりませんので、最後に、104ページの市全域の表をご覧ください。

以上のことから、事業計画最終年度の令和6年度において、現行計画同様、圏域ごとに見た場合は、一部提供量が不足している部分もございますが、実際の施設利用に際しては、通勤経路や交通事情により必ずしも圏域内での利用に限らないことから、市全域での不足は生じないという考え方に基づいて、令和6年度までの間、入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへ対応するとともに、今後引き続き就学前教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適正な施設整備について検討してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

(事務局高松) 続きまして、私からは差替版資料1、106ページ以降の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量及び確保方策についてご説明します。

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)については、108ページに示しておりますとおり、今後5年間で上昇していく見込みである保育ニーズに連動して、令和2年度以降、右肩上がり推移するものと見込んで算出しています。

現在、市内の全園で事業を実施しており、ニーズに見合った提供体制が確保されているため、令和2年度以降においても同様に各年度のニーズ量に対応できる提供量を見込んでおります。

(2) 放課後児童健全育成事業については、111、112ページにニーズ量を示しております。今後、児童数は減少していくものの、近年の各年度の平均利用実績人数が増加傾向にあること及び前回会議での委員のご意見もあり、時間外保育事業と同様に、保育ニーズに連動して、令和2年度以降右肩上がりの見込みに変更しております。具体的な考え方としましては、令和元年度の2号認定子どもの保育ニーズを、放課後児童健全育成事業の令和2年度の小学1年生のニーズ量とし、保育ニーズの伸び率を掛け合わせて算出しています。

また、先程ご説明しました資料92ページの「圏域の考え方」において、区域を「小学校区」と改めておりますが、ニーズ量の記載に当たっては、国から学年別で示すこととされており、ニーズ量を学年別の小学校区別で掲載すると数値が詳細になり過ぎることや、アンケート調査の回答者の居住地により、実際の利用実態との乖離が想定されることから、111ページには、第1期計画と同様に、ニーズ量を低学年・高学年に分けて記載し、112ページにニーズ量の学年別内訳を記載しております。

今後の方向性として、運営の一部を民間事業者へ委託することにより、当該事業を継続し、ニーズ量の確保に向けて、放課後の適切な遊びと生活の場の提供に努めます。特に、ハード面は小学校内を基本に空き教室の活用などを検討します。

(3) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）については、保護者の疾病等で子どもの養育が一時的に困難となる場合に利用とするという事業の性質から、113ページに記載しておりますとおり、年度により実績値に変動がありますが、一番多い年度でも年間38日であったのに対し、アンケート結果から算出されたニーズ量は2,000を超える数値となり、実績と大きな乖離がありましたので、5年間の実績の平均値を取ることとし、114ページのとおり年間23日で見込んでおります。また、ニーズに対して12か所の施設に受入れを依頼しており、各年度のニーズ量に対応できる提供量を見込んでおります。

(4) 地域子育て支援拠点事業については、平成30年度に新たに拠点が2か所増えたことにより、延べ利用者数は増加していますが、今後、保育ニーズの高まりにより、就学前施設の利用者が増えることで、つどいのひろばの利用者数は減少していく見込みです。確保方策としましては、圏域別のニーズを踏まえ、より身近な地域で利用できるよう、新たな拠点の設置について検討していきます。

(5-1) 幼稚園における一時預かり事業については、3歳と4・5歳に分けて記載していますが、いずれも児童数の減少に伴い、今後利用者数は減少していく見込みです。確保方策としましては、市内の幼稚園及び認定こども園の全園で実施していることから、各年度のニーズ量に対応できる提供量を見込んでおります。

(5-2) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業については、施設の整備等により一定、待機児童へ対応できており、今後両事業ともニーズ量が減少していく見込みです。確保方策としまして、121ページに記載しておりますとおり、現在の私立保育園及び私立認定こども園及び私立小規模保育事業所での実施に加え、令和2年4月開園予定の認可保育所において新たに一時預かり事業を実施予定であり、続く令和3年4月開園予定の（仮称）市立西蔵認定こども園においても実施予定です。ニーズ量に合う提供体制を確保するため、今後も新たな受皿の整備を検討していきます。また、ファミリー・サポート・センター事業においては、子どもの一時的な預かりの受皿として、事業内容の質の向上や援助活動中の安全性の確保に努めていくとともに、会員数・利用人数を増やすために事業の周知啓発を行っていきます。

(6) 病児保育事業については、平成30年度から当日の利用受付を開始したことで、利用人数が大幅に伸びておりますが、123ページに記載しておりますとおり、令和2年度以降は児童数の減少に伴い、ニーズ量も減少となる見込みです。確保方策としまして、現在は市立芦屋病院1か所で実施しておりますが、利便性を考慮して、令和3年度から市立精道こども園で病児保育事業の実施を予定しており、受入れ箇所を増やすことにより、提供体制の確保に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（小学生のみ）については、直近の実績では、最も多い年で年間2,400人ほどが利用しておりますが、令和2年度は3,500人を超えるニーズが見込まれ、その後、児童数の減少に伴い、ニーズ量も減

少していく見込みです。現在、ニーズに見合ったサービスの提供ができていますので、124ページに記載しておりますとおり、令和2年度以降も各年度のニーズ量に対応できる提供量を見込んでおります。

(8)利用者支援事業については、量の見込みの算出は行っておりませんが、129ページに記載しておりますとおり、引き続き2か所で事業を実施していきます。

(9)妊婦健康診査については、130ページに記載しておりますとおり、児童数の減少に伴い、令和2年度以降のニーズ量も減少する見込みですが、今後も受診券方式を継続し、母子健康手帳交付時の保健師による個別面接で受診勧奨を行い、引き続き妊婦の健康管理を支援します。

(10)乳児家庭全戸訪問事業については、131ページに記載しておりますとおり、令和2年度以降は、人口推計値の各年度の0歳児の人口を推計値としています。今後も、引き続き、全戸訪問に努め、養育支援が特に必要な家庭については、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会との連携を図り、適切な支援に繋がります。

(11)養育支援訪問事業については、各年度で利用実績の変動が大きいため、直近5年間の乳児家庭全戸訪問事業対象者数に対する当該事業の利用者数の割合を算出し、令和2年度以降の乳児家庭全戸訪問事業の対象見込み者数に乗じて算出した結果、132ページに記載しておりますとおり、令和2年度以降、年間6回の推計値となっています。今後も、職員の相談技術の更なるスキルアップを図り、把握された課題の解決に向けて関係機関の連携を強化し、支援を必要とする家庭に適切なサービスが提供できるよう丁寧に対応していきます。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業については、量の見込みの算出は行っておりませんが、133ページに記載しておりますとおり、今後も日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、助成を行います。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、量の見込みの算出は行っておりませんが、134ページに記載しておりますとおり、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談、助言等を行っていきます。また、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を支援し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っていきます。

大変長くなりましたが、第5章のニーズ量及び確保方策について、説明は以上です。

(寺見会長) ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等があればお願いします。

(田部委員) 118ページの幼稚園における一時預かり事業について、「一時預かり」という名前がついているので、困ったときにすぐに預けられるものだと思っていたのですが、申し込みをして、2か月～半年しないと利用できない制度だと聞き

ました。晩婚、晩産化が進み、親元も遠く、お姑さんが怪我をして病院に連れて行かなければならなくなり、子ども達をどうしようとなったときに、一時預かりと書いてあるが使えません。結局そういったときの受皿は、市は用意されていません。ファミリー・サポート・センターに登録しておけばいい、仲良くなった友達に助けてもらえばいい、ネットワークを作ればいいということで変わっていないのでしょうか。

(事務局廣瀬) 受皿が少しずつ増えてきていますが、なかなか情報が伝わっていないという課題があります。今後、情報の提供をしていきたいと思います。

(事務局伊藤) ご質問いただいた、118ページの幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園に通われている園児が、通常の教育時間を超えて、引き続き幼稚園を利用していただけるという事業内容です。120ページにあります、保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業が、体調不良などの緊急時にお子さんを一時的に預かる事業です。保育所の一時預かりにつきましては、おっしゃる通り、なかなかご利用いただけない状況もありますが、西藏の認定こども園など、施設を増やすことで、ニーズにお応えできるように取組を進めていきたいと考えております。

(田部委員) 結局は、緊急のときに助けてもらえる受皿はないということでしょうか。

(事務局長岡) 一時預かりにつきましては、非定型と緊急がありまして、確かに非定型につきましてはお待ちいただくのが長い状況ではありますが、緊急の場合につきましては、比較のご利用いただける場合もございますので、ご相談いただければと思います。

(事務局廣瀬) ファミリー・サポート・センター事業は、最初に登録いただく必要があり、預かっていただく方とのマッチング等もありますが、協力会員の方も柔軟に対応していただいておりますし、今すぐという場合もできるだけ対応していただける体制をとっています。最初に登録するのが面倒だというご意見もありますが、ぜひ登録いただいて、緊急のときにご利用いただけたらと思います。

(高橋委員) 先ほど地域の中で繋がるというお話がありました。私は幼稚園で普段よく知っている子どもたちを預かっていますが、全く知らないお子さんを一定の時間、緊急のときをお願いと言われると、命を預かることになりますので、怖くて預かれないと思ってしまいます。地域に知っているおじさんやおばさんがいて、「悪いけど少しの時間預かってもらえませんか。」と言える地域の繋がりを作っていくことが、この計画にも盛り込まれようとしています。市で色々な事業が用意され、事前登録して事業を利用いただけるということも必要だと思いますが、緊急のときに繋がっている地域の方に少しの時間預かってほしいと言えるような地域作りができればいいと思います。

(西村副会長) 緊急時の一時預かりについては、切実なお声だと思います。今おっしゃったように、大事なお子さんを預かるということは、命を預かるわけですから。今は平穩だったとしても、万が一のために登録しておく、マッチングをしてお

くということが必要ではないかと思えます。何もない時だからこそ、手続きを踏んで、セーフティネットを張っておくということに対して、もっと周知できるような取組が必要だと思いました。

また、一時預かりの利用希望は突然に起こりますので、「公立であればそれに応えられる役割を担うべきではないか」とも思いました。公立幼稚園は今後、認定こども園化していくときに、一時預かりに対応できる力量を持つことが幼保連携型認定こども園が地域に存在する意義であり、担う役割ではないかと思えます。何もない時に登録をしてセーフティネットを張っていただくことと、何かあった時に応えられる体制を作って、両面で進めていく必要があります。もちろん地域の方との繋がりももっと豊かになってほしいですし、繋がりを作っていけるような取組や、日常のやりとりを意図的に進めていく必要があると思えますが、芦屋市で育つ子どもの緊急時に幼稚園、保育所に関わらず、普段通っているかどうかで線引きをしない力量を持つ芦屋市の保育施設であってほしいと思えます。そのことが他市にはない芦屋市の強みになると思いました。今後計画を進めていく中で、13事業には「幼稚園における一時預かり事業」、「保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業」と色々ありますが、利用される方からすれば、そこにどんな看板がかかっているか関係ありません。緊急時に対応できる芦屋市の公立施設であってほしいと思えます。

(寺見会長) 補足的にお話したいのですが、皆様の意見はどの方にもそれぞれ真意があります。どの方も辛い思いを抱えています。施設側としては、命を預かるというのは大きいことで、何かあれば施設の存続に関わります。だからといって、そのことを地域の方に回せば、それこそ一般市民の方が巻き込まれることとなります。なかなか難しい問題ではありますが、保育所が一時保育を始めたときに、何歳児が来るのか誰が来るのか分からない状況で、カリキュラムに力を入れて、カリキュラムに応じて誰が来ても対応できる保育者の専門性を高めていきました。就学前カリキュラムを今作られていると思えますが、そういう形で、芦屋市が一時保育の子ども達に適応できるカリキュラムを持てるように、行政側のバックアップが必要ではないでしょうか。何かあったときに皆が責任を回避するようにならないための方策を考えておく必要があると思えます。幼稚園の先生でも、保育所の先生でも、ファミリー・サポート・センターの会員でも、子どもの年齢に応じた対応ができるような共通のガイドラインを意識的に作っておくことが必要です。しかし、保育所では事前に慣らし保育をするなど、丁寧に対応されていますが、緊急時にはそれを飛ばしてしまうこととなりますので、緊急対応のマネジメントをどうするかを今後考えていただきたいです。幼稚園、保育所には様々なノウハウがありますので、ファミリー・サポート・センターなどと共有できるような子育ての共同体として活かしていただきたいと思えます。

(加納委員) 緊急対応については、教育機関や施設だけでは対応できない時間帯もあります。そのようなときこそ地域があり、民生児童委員や社会福祉協議会の福祉推進委員もいますので、ぜひ発信していただきたいです。身近なところで、地域でお手伝いできることもたくさんあります。困っている方がいれば、何かできないかと待っている人たちがいます。

余談になりますが、大阪から引っ越しして来られ、引っ越しの荷物と子育てに疲れた若いお母さんがもう限界だと派出所に飛び込んだそうです。警察の方も、子どもの養育がしんどいという相談は初めてで、すぐにその町の民生児童委員に連絡されました。引っ越しして間もない方は特に、子育てに疲れてどこに行ったらいいか分からない、緊急時にどうしたらいいか分からないという方が案外多いのです。認定こども園や保育所の一時預かりとは少し意味が違うと思いますが、何か心配があったら、社会福祉協議会や地域の民生児童委員に相談してください。そういった方のお名前を日頃から覚えておいていただけたら、もっと地域に繋がっていくと思います。協力してくださる方がいらっしゃるので安心してください。

(寺見会長) 確かに市政だよりは、必ず民生児童委員の方のお名前が発表されますのでチェックしてみてください。一般の方がどれだけ情報を取得できて、繋げていけるかが問題で、今後の課題としたいと思います。

他にご意見ございませんか。

(友廣委員) いくつかありますのでまとめて言います。意見が3つで確認が2つです。

1つ目ですが、前回の会議では放課後児童健全育成事業の予測数字が右肩下がりで計画されていましたが、今回は右肩上がりに修正いただいたことは、ありがとうございます。数字の上がり方に関しては、考えていただきたい部分もあります。高学年に関しては、過去の5年はほとんどやっていない状況でしたので、行けない方もたくさんいまして、過去の実績から引っ張ってきたのであれば、ここはもっと増える可能性があります。

2つ目ですが、全体の中で、計画に関しては令和6年度に達成すればいいという言葉が聞こえました。計画としては仕方がないかもしれませんが、利用している保護者にとっては、毎年が勝負なので、毎年0にするという努力はしてほしいと思います。

3つ目ですが、111ページの一番上に、「今後も、運営の一部を民間業者へ委託することにより、当該事業を継続していきます。」という文章がありますが、不要だと思います。民間委託を宣言するような文章が、計画の中に必要なのかと思います。民間委託をすることによって、公設公営よりも余計にお金がかかることが明らかになっていますので、それをさらに続けていくのかという疑問があります。消してもらおう方が無難だと思います。

確認が2つあります。1つ目は、24ページに女性の就業率の数字が載っていますが、計画には現在の芦屋の女性の就業率を当然考慮して数字を出されている

のでしょうか。

2つ目は、134ページの「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」で、本制度は子ども・子育て支援制度ですが、そこに参入することを促進というのは具体的に何をイメージされているのでしょうか。例えば認可外施設を認可するような内容でしょうか。今回は企業主導型保育施設も計画に入ってきていますので、企業主導型もこの事業に入っているのでしょうか。

(事務局廣瀬) 1つ目の高学年の数字ですが、今年7月の学年別入会者数の構成比を参考に算出しています。ただ、6年生の実施が開始されて間もないので、青少年育成課からキッズスクエアに登録されている学年構成比も聞きながら学年構成比を出しています。

2つ目ですが、事業につきましては毎年評価を行っており、それぞれの所管が今は達成できなくてもいいという考えではなく、毎年度目標に向かって、できるだけ推進できるように努力しておりますし、今後も引き続き努力してまいります。

3つ目ですが、111ページの「運営の一部を民間委託する」という文章が不要ではないかというご意見につきましては、次回の会議までに検討させていただきます。

24ページの女性の就業率につきましては、国勢調査から引用しています。関係課に本市のデータの保有について確認しましたが、芦屋市独自で女性の就業率を出していないということで、国勢調査からの数字の引用となりました。

最後に、134ページの多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業についてですが、本制度というのは、おっしゃるとおり子ども・子育て支援新制度です。認定こども園なども含めて、新規の事業者が参入しようとしています。保育や教育の質を確保するために、市が相談や助言を行っていくということです。

(友廣委員) 質を確保するとおっしゃいましたが、その中に企業主導型は入っていますか。

(事務局長岡) 認可外保育施設の中に企業主導型保育施設も位置付けられています。基本的には認可外保育施設の指導監督権限は県が持っていますが、県と一体となって巡回を進めていきます。また、質を高めるために認可保育所や認可外保育所の先生にご参加いただいて、評価の仕組みを作っているところです。

(友廣委員) 認可外保育施設に企業主導型も含まれているということですね。

(事務局長岡) 企業主導型保育施設にも巡回させていただくということです。

(吉田委員) 私は企業主導型保育施設の園長を務めております。芦屋市には、こちらと同一法人の企業主導型保育施設が3園あり、病児保育も実施しております。管轄が県ですので、芦屋市の資料には含まれないと思いますが、保護者の方からのニーズは非常に高く、インフルエンザの時期には連日いっぱいです。周知の方法が施設発信しかありませんので、知らなかったというお声もよくいただきます。市として法人の病児保育の情報を提供するのが正しいのかどうか分かりませんが、122ページでは、病児保育の実施箇所が1か所となっていますが、

こちらの法人では芦屋市でも3か所ありますので、何か市民の方にお伝えする方法があればと思います。認可外施設は県の管轄で、認知度が低く、監査の基準もあるのかないのかというお声もよく聞きますが、芦屋市のお子さんをたくさんお預かりしています。大阪府や宝塚市にも、同じ法人で企業主導型施設がありますが、宝塚市では認可施設と同じように感染症などの情報をいただけるのに、芦屋市は情報をいただける回数が少ないと日々感じています。市からも情報をいただいて、認可外ではありますが、芦屋市のお子さんを預かる施設として仲間に入れていただき、一緒に子育てを応援していく立場の施設でありたいと思っておりますので、ご検討いただけたらと思います。

(事務局長岡) 1点、友廣委員のご質問についてですが、134ページの「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」の中に、認可外保育施設は含めておりませんので、先ほど申し上げましたのは芦屋市独自の取組ということでご理解いただきたいと思います。

また、病児保育の発信につきましては、以前私立の園長会の中でも、情報を集めて発信しようという話がありました。今日園長会がございますので、再度案内してまいります。情報発信につきましては、昨年度あたりから市立保育所、私立保育所、認可外保育所の連携として、行事や研修のご案内をしております。情報発信をより充実させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局池永) 県から届く通知や市からの連絡などを周知するために、今、認可外施設のメールアドレスを登録させていただいてもいいかどうか確認しているところです。登録していただければ連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(寺見会長) 認可外保育施設が例外になっているわけではありませんので、質の向上という意味でも同列に扱っていただきたいと思います。

(極楽地委員) 各団体の皆様には子ども達がお世話になっており、改めて深く感謝しております。

最近反省したことがあります。私達は親のメリットを考えてしまい、一時預かりにしても、預けるところをどうしようと考えてしまいますし、私もそうなのですが、一番に子ども達のメリットを考えなさいと言われて、本当にそうだなと実感しました。PTAにしても、入る入らないというのも親の目線であって、地域に関わることも親の目線であって、子ども達がどう思っているかを考えると、地域の皆様、行政の皆様にしていただいていることを本当にありがたいと思うのと同時に、子ども達に伝えていきたいなと思えました。それを伝えるのが保護者の役目であり、家庭教育でもあると思いますが、いかに周知するかは難しいと感じております。横山委員が言われたように、芦屋の子どもの施策は素晴らしいと感じています。芦屋の教育の質の高さをPRしていきたいと思っております。日々活動しています。芦屋ならではという、質の高さと思ってお

ります。それは安心感と先生方への信頼感でできておまして、一時預かりについても、預けられたらという思いがあります。西村副会長が言われたように、公立として受けられるものがあればいいというのが保護者の願いです。子どもの目線に立って安心できる場所は学校であり、地域であり、もちろん家庭でもあります。家庭で無理な場合は学校や地域の皆様に助けていただきたいと思います。認可外の事業者様にも、その辺の思いを汲んでいただいて、芦屋の子ども達に「おかえり」、「いってらっしゃい」と言っていただきたいと思っております。

令和3年度から試験的に岩園幼稚園で3年保育が始まることとなり、風穴が開きましたが、それが芦屋の公立の良さを残す取組に繋がればいいなと思っております。岩園幼稚園の3年保育を成功させなければ次に繋がらないと思っております。保護者の一番の願いは、全ての公立、私立の認定子ども園、保育所、幼稚園から選べるということがメリットだと思っております。公立の幼稚園の3年保育が増える事によって、さらに選択肢が増えます。それが成功すれば、6園ある幼稚園、最終的には5園になりますが、そこで展開していただければ、色々な多様化するニーズに応えられると思っております。ぜひとも成功させていただきたいと思っておりますので、保護者の方にも周知をしていきたいと思っております。

(寺見会長) ありがとうございます。皆様のお声を聞きたいので、子ども会の立場から江守委員、いかがですか。

(江守委員) 地域の方に見守っていただいて、初めて子ども会が成立します。計画の中には載ってこない、地域での取組といいますか、加納委員が言われたように、地域のおばちゃんが声をかけていくといった、形にならないものが必要なと思いました。それから、保育所等の情報の発信についてですが、全然関係のない人間にも見られるのか、どういう形で発信されるのでしょうか。最近芦屋市のゴミの焼却炉が止まっていたのですが、「マチイロ」というアプリの中で「環境」を選択すると、芦屋市のホームページが出てきたり、「子育て」を選ぶと、子どもに関する情報が出てきます。孫と一緒に住んでいないので、乳幼児のことは自分の今の生活には関係ありませんが、見てみたらこういうのがあるのかとわかったりします。少し興味を持っていきたいなと思っております。

(友廣委員) 今日は出席率が悪くないかもしれませんが、前はもっと少なかったと思います。休まれる団体、委員の方に、事務局の方からできるだけ来てくださいますか。というようなことは言っているのですか。

(事務局廣瀬) 皆様お忙しい中、出席して下さっていますので、こちらから直接言葉で来てくださいますとは申し上げてはおりません。欠席された方には、会議資料をお送りし、議事録の確認もお願いして、次の会議には皆様と同じように臨んでいただけるように対応しています。

(友廣委員) 将来のことを決める大事な会議ですので、休まれる方にはもう少し何か働きかけをしてほしいと思います。当事者が来ていないのはどうかと思っておりますので、

できれば次は来てくださいとか、きちんと声かけをして、無理にでも来てほしいと思います。

(寺見会長) 皆様、ありがとうございました。そろそろ時間になりましたので、一旦事務局にお返しします。

<内容2> その他

(事務局廣瀬) 皆様、様々なご意見をいただきありがとうございました。

本日は時間も限られておりましたので、もし、会議後に何かお気付きの点やご意見等がございましたら、本日皆様の机上に「第2期 子育て未来応援プラン 「あしや」の策定に向けた意見シート」というA4片面1枚の用紙と返信用封筒を置かせていただいておりますので、事務局までいただければありがたいと考えております。ご提出方法はファックスまたは返信用封筒に入れて事務局までご返送ください。

今後の流れですが、第4回会議を10月29日の午前10時からこちらの東館中会議室で開催させていただく予定をしております。また後日、開催案内を郵送いたします。

今回は、本日いただいた意見や内容を整理し、細かな文言修正を含め、全体の修正案をお示しして、子ども・子育て会議としての第2期計画の案をまとめたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。その後、11月に推進本部幹事会・本部会を開催し、12月に市議会へ報告し、パブリックコメントを実施して策定を進めてまいります。

また、本日の議事録ですが、会議の冒頭でも申し上げましたとおり、会議の内容は全て公開です。議事録が作成でき次第、皆様にお送りします。会議から1か月以内の公開が原則ですので、議事録の確認にご協力をよろしく願いいたします。交通費についての書類をまだお持ちのかたはお帰りの際にこちらまでお持ちください。

また、現在、広報チャンネル「あしやトライアングル」で、市立の保育所の様子を放映しておりますので、お時間があればご覧ください。

最後に、市営住宅の若い世帯への家賃補助の件ですが、特に年齢を区切っていないようですので、「子どものいる世帯へ」と修正したいと思います。

事務局からは以上です。

(寺見会長) 他に何かご意見ございませんか。

(西村副会長) 第2期のプランを検討し、意見を出し合う中で、子ども達が少しでも豊かな状況になるように、保護者や子育てに関わる人達が、地域の中で認定こども園、保育所、幼稚園等を含めてネットワークを作ることが必要です。まさにこの会議はそのためのネットワーキングの活動だと思います。だから当事者が出席してほしいというご意見も確かにそうだと思います。芦屋市の子育てを取り巻

く人達が、当事者意識を持って、もっと子育てに良い環境を作っていけたらと感じました。

(寺見会長) では、これを持ちまして令和元年度第3回芦屋市子ども・子育て会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。皆様、気を付けてお帰り下さい。

<閉会>